

用語の解説

【人口】

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」については、平成 27 年国勢調査の概要「調査の対象」を参照のこと。

【年齢】

年齢は、平成 27 年 9 月 30 日現在の満年齢である。なお、平成 27 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳とした。

【面積】

市区町村の面積（平成 27 年 10 月 1 日時点）は、国土交通省国土地理院が公表した「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」による。

【配偶関係】

配偶関係は、届け出の有無にかかわらず、実際の状態により次のとおり区分した。

- ・ **未婚** まだ結婚したことのない人
- ・ **有配偶** 妻又は夫のある人
- ・ **死別** 妻又は夫と死別して独身の人
- ・ **離別** 妻又は夫と離別して独身の人

【世帯の種類】

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

・ 一般世帯

ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

・ 施設等の世帯

・ 寮・寄宿舍の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）

学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

・ 病院・療養所の入院者（世帯の単位：棟ごと）

病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり

・ 社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）

老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

・ 自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）

自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

・ **矯正施設の入所者**（世帯の単位：建物ごと）

刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

・ **その他**（世帯の単位：一人一人）

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

【**世帯主・世帯人員**】

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

【**世帯の家族類型**】

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

・ **親族のみの世帯**

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

・ **非親族を含む世帯**

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

・ **単独世帯**

世帯人員が一人の世帯

【**3世代世帯**】

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

【**母子世帯・父子世帯**】

・ **母子世帯**

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

・ **父子世帯**

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

・ **母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）**

母子世帯及び父子世帯に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

【**高齢単身世帯・高齢夫婦世帯**】

・ **高齢単身世帯**

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

- ・ **高齢夫婦世帯**

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいいます。

【世帯の経済構成】

一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類しているものであり、以下のとおり区分した。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

- ・ **農林漁業就業者世帯**

世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- ・ **農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯**

世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

- ・ **非農林漁業就業者世帯**

世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- ・ **非就業者世帯**

親族に就業者のいない世帯

【住居の種類】

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

- ・ **住宅**

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに 1 戸の住宅となる。

- ・ **住宅以外**

寄宿舍・寮など生計を共にしない单身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

【住宅の所有の関係】

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

- ・ **主世帯**

間借り以外の次の 5 区分に居住する世帯

- ・ **持ち家**

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。

- ・ **公営の借家**

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであっ

て、かつ給与住宅でない場合

- ・ **都市再生機構・公社の借家**

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。

- ・ **民営の借家**

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

- ・ **給与住宅**

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

- ・ **間借り**

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

【住宅の建て方】

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分した。

- ・ **一戸建**

1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。

- ・ **長屋建**

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

いわゆる「テラスハウス」も含む。

- ・ **共同住宅**

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含む。

- ・ **その他**

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

【従業・通学時の世帯の状況】

一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分した。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分した。

・通勤・通学者のみの世帯

世帯員の全てが通勤・通学者である世帯

- ・通勤者のみ 世帯員の全てが通勤者である世帯
- ・通学者のみ 世帯員の全てが通学者である世帯
- ・通勤者と通学者のいる世帯 世帯員に通勤者、通学者共にいる世帯

・その他の世帯

通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

- ・高齢者のみ 65 歳以上の人のみ
- ・高齢者と幼児のみ 65 歳以上の人と 6 歳未満の人のみ
- ・高齢者と幼児と女性のみ 65 歳以上の人と 6 歳未満の人と 6 ～64 歳の女性のみ
- ・高齢者と女性のみ 65 歳以上の人と 6 ～64 歳の女性のみ
- ・幼児のみ 6 歳未満の人のみ
- ・幼児と女性のみ 6 歳未満の人と 6 ～64 歳の女性のみ
- ・女性のみ 6 ～64 歳の女性のみ

【労働力状態】

15 歳以上の人について、調査年の 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

・労働力人口

就業者及び完全失業者

・非労働力人口

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者

【労働力率】

15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合